

2016年5月31日  
公益財団法人日本テニス協会

### プロ登録テニス選手の法令順守に関する日本テニス協会理事会決議

公益財団法人日本テニス協会は、テニスを統轄する中央競技団体として、本協会役員、委員、職員等および登録選手、公認審判員・指導員等に適用される倫理規程及び倫理に関する指針において、法令遵守を求め、暴力・ハラスメント、差別、ドーピング及び薬物乱用、反社会的勢力との接触、不正・不適切経理処理等を禁止し、講習会、研修会、カンファレンス等の開催を通じて、そうした事態の防止に努めてきた。また、日本テニス協会は、スポーツ基本法を尊び、協会運営の基本指針として、フェア、チームワーク、グローバルを掲げ、団体、組織としての高潔性（インテグリティ）の確保、コンプライアンス・ガバナンスの確立、さらには説明責任の達成にも心がけてきたところである。

リオデジャネイロ・オリンピックを2か月後に控え、国内外においてトップアスリートによる違法賭博事件およびドーピング事例の発生は、2013年のスポーツ指導における暴力・ハラスメントの社会問題化に続き、再度、スポーツ界を揺るがす事態を招いている。そうした中、4月15日、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、日本体育協会は、「スポーツ界におけるコンプライアンスの徹底に関する会合」を共催し、その中でスポーツ庁長官は、スポーツ競技団体に対して、コンプライアンスを今一度考え、組織として社会的ルールを常々教えて行くことを求めた。

日本テニス協会は、内外のトップアスリートによる反倫理的行為を真摯に受け止め、コンプライアンス・ガバナンスの向上とスポーツ高潔性の確保のため、ジュニアを含むナショナルチーム選手及びスタッフを含む本協会登録プロフェッショナル選手を対象とした次の8施策をとることとした。

1. ナショナルチーム選手及びスタッフを対象とした法令順守調査をコンプライアンス室主導で行う。
2. ナショナルチーム選手及びスタッフを対象とした行動規範を作成し、その中で違法賭博禁止を含む法令順守を徹底する。
3. 合宿時、遠征時、国別対抗戦時にナショナルチーム選手（ナショナルジュニアを含める）及びスタッフへの法令順守に関する対話を継続する。
4. 本協会コンプライアンス室にジュニアを含むナショナルチーム選手を対象とした相談体制機能を加える。
5. プロフェッショナル新規登録・更新に指定コンプライアンス研修履修の要件化とそのために選手登録規程及びプロフェッショナル登録基準の改正を行い、本年度中に新制度の運用を開始する。
6. プロフェッショナル登録の際の研修履修の要件化への対応として、イーラーニングの環境整備を早急に行い、プロフェッショナル研修をウェブ上でも履修できるようにする。
7. 本協会主催ジュニア大会及び合宿等で適宜、選手、コーチ、保護者を対象とした教育・啓発活動を充実させる。
8. 本協会の対応においては、スポーツ庁及び全国スポーツ統轄団体（日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、日本体育協会、日本スポーツ振興センター、国際テニス連盟、警察庁を含む関係行政機関との連携を行う。

以上